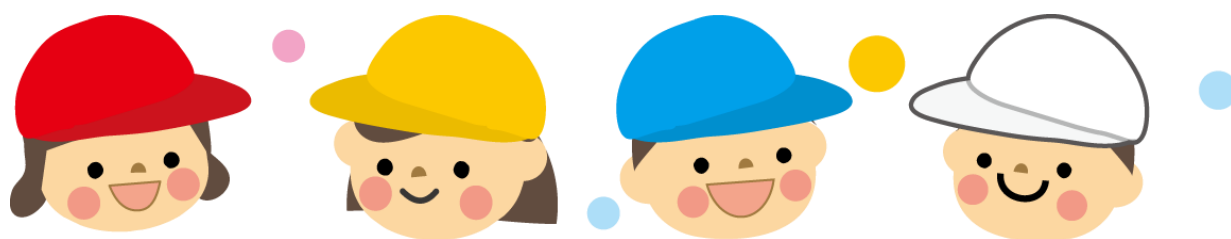


第2期

日野町子ども・子育て支援事業計画

～子育ての輪が広がり 子育てに夢と希望がもてるまち～



令和2（2020）年3月

日野町

◇計画の位置づけ◇

- 本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条および、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づき策定する市町村計画であるとともに、子どもの「貧困対策の推進に関する法律」第9条2に基づく市町村の「子どもの貧困対策についての計画」を一体的に策定しています。
- また、本町の最上位計画である日野町総合計画をはじめとして、日野町障がい児福祉計画等の福祉関連計画、他の構想・計画・指針等と整合を図り、本町において取り組むべき子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。

◇計画の対象◇

- 本町に居住するおおむね18歳未満のすべての子ども、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者等を対象とします。

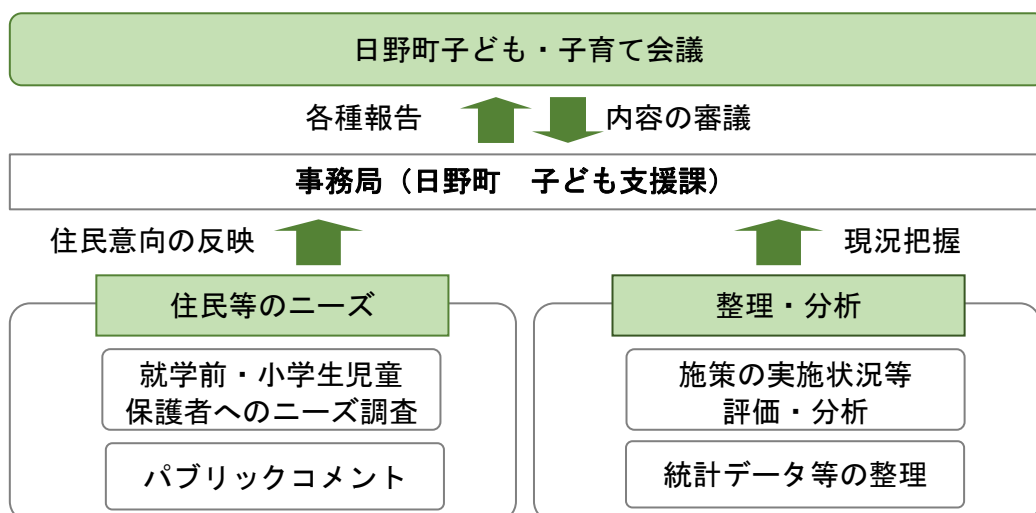


◇計画の期間◇

- 計画の期間は令和2（2020）年度～6年（2024）度の5年間とし、計画期間中においても必要に応じて適宜見直し・更新を行います。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画						第2期 子ども・子育て支援事業計画				

◇計画の策定体制◇



◇基本理念◇

- 本計画は、「日野町子ども・子育て支援事業計画」の第2期の計画であり、これまでの取り組みをさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、第1期計画の基本理念を踏襲することとし、次のように設定します。

【基本理念】

子育ての輪が広がり 子育てに夢と希望がもてるまち



子どもの育ちは、その保護者にとってはもちろん、子育てに関わるあらゆる主体にとって、まさに“夢”であり“希望”そのものであるといえます。

そうした“夢”や“希望”は、子育てに関わる人やその思いによって、限りなく大きく、膨らませることが可能です。

保護者や地域、行政や関連団体など、多様な主体による子育ての輪を広げ、本町で子ども・子育てに関わるあらゆる人が、“夢”と“希望”をもって子育てに取り組めるまちの実現をめざします。

◇基本目標◇

●基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げることとします。

基本目標1 ゆとりをもって子育てができるまち



- 子どもの健やかな成長にとって最も重要な役割を果たすのは、家庭における子育てであり、家庭の子育て力の向上のためには、それぞれの家庭の状況に応じたゆとりの確保が重要です。
- 各家庭がゆとりのある中で、責任と愛情をもって楽しく子育てができるとともに、親自身の成長につながるさまざまな取り組みを進め、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭の子育てを応援していきます。
- また、子どもの健やかな成長を妨げる虐待やいじめをなくすとともに、障がいのある児童、外国籍の子ども等、社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、子どもの権利を尊重かつ保障する取り組みを進め、すべての子どもたちの幸せな笑顔があふれるまちをめざします。

基本目標2 子どもが明るく元気に育つまち



- 子どもたちが本町の豊かな自然環境の中で、明るく元気に育つことができるように、地域の子育て力を高め、地域全体で子どもの成長を見守ることができるよう、地域に応じた子育て支援の仕組みを整えとともに、安心して過ごせる居場所づくりに取り組みます。
- また、安心して子育てができるまちをめざし、交通事故や犯罪の被害から子どもたちを守るための取り組みを充実するとともに、子どもの遊び場づくりや安全な施設整備を進める等、親子で安心して暮らせる環境整備に取り組みます。

基本目標3 安心して子どもを生み育てることができるまち



- 安心して子どもを産み育てることができる社会・環境づくりのため、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、子どもや子育て家庭の置かれた状況などを踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図っていきます。
- また、子どもをほしいと思う人が安心して子どもを生み育てることができるように、仕事と生活の調和を実現させる取り組みを進めるとともに、子育て世帯における経済的負担の軽減、さまざまな体験やふれあい、学習を通じてのびのびと成長できる環境づくりを進めます。
- なお、本町では、社会的課題である「子どもの貧困」を経済的な問題のみでなく、保護者の養育力不足などを要因とした、学力や学習意欲の低下、基本的な生活基盤である衣食住の不足、生活習慣の乱れ、心身の不健康も含めて考え、子どもが生まれ育った環境に関わらず、自分の将来に希望が持てるように総合的な支援を進めます。

◇施策の体系◇

●本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標とこれに基づく節ごとの取り組みについて、次に体系図として示します。



【基本理念】子育ての輪が広がり
子育てに夢と希望がもてるまち

基本目標Ⅰ ゆとりをもって子育てができるまち

第1節
すべての子育て家庭への支援

- 1 家庭における子育てへの支援
- 2 家庭の教育力の向上
- 3 障がいのある子どもへの支援

第2節
子どもの人権を尊重する環境づくり

- 1 子どもの人権の尊重と権利擁護
- 2 子どもの虐待防止対策の推進

基本目標Ⅱ 子どもが明るく元気に育つまち

第3節
地域の子育て支援の強化

- 1 地域における子育て支援のネットワークづくり
- 2 地域における子どもの居場所づくり
- 3 子育てに関する意識の啓発
- 4 安全で快適な子育て環境の整備

基本目標Ⅲ 安心して子どもを生み育てることができるまち

第4節
妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- 1 母子保健サービスの充実
- 2 小児医療等の充実
- 3 多様な保育サービスの充実
- 4 放課後等の児童の健全育成の推進

第5節
子どもの未来を応援する仕組みづくり
(子どもの貧困対策計画)

- 1 豊かな心と健やかな体を育む学校教育の推進
- 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現
- 3 ひとり親家庭への支援
- 4 子育て家庭の経済的支援

教育・保育の量の見込みと提供体制

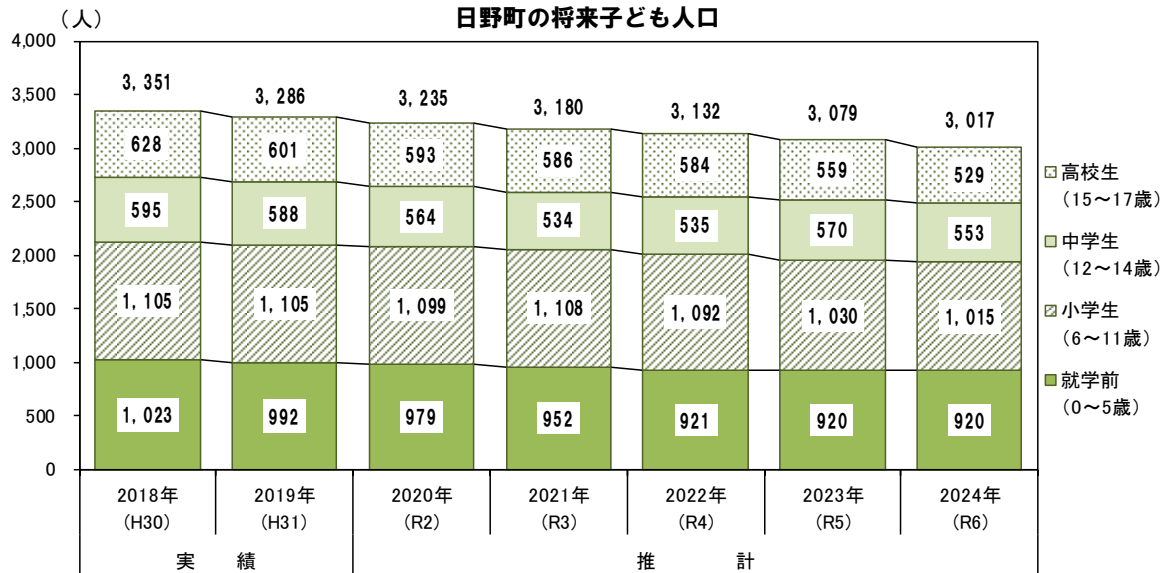
↑ ↑ ↑
計画の推進



◇教育・保育 量の見込みと提供体制◇

将来の子どもの人口

- 本町の将来の子ども人口は今後5年間、減少傾向で推移することが見込まれます。



教育・保育提供区域

- 教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。
- 本町においては、小学校区 5、中学校区 1、保健センター区域 1、行政区単位 1 となっていますが、住民ニーズや各事業の利便性等を考慮し、第 1 期計画を踏襲し、中学校区単位を教育・保育提供区域とします。

教育・保育の量の見込みと確保方策

【量の見込みの考え方】

- 将来の子ども人口に、教育・保育の認定の平成 27 年度からの実績に基づく認定率を乗じて量の見込みを算出しています。（※ニーズ調査における潜在的保育ニーズも加味しています）

【提供体制・確保方策の考え方】

- 幼児教育・保育の無償化に伴う、保護者の就労ニーズ、教育ニーズ等を見極めながら、供給量の確保を図ります。
- 平成 27 年度からの実績及びニーズ調査に基づく今後の見込みは、保育所への入所希望者が増えるのに対し、幼稚園への入所希望者は減少していく傾向にあります。このため、保育のニーズに対しては幼稚園の空き教室の柔軟な活用方法を検討していきます。
- 保育園の待機児童解消のため、預かり保育モデル事業を継続して実施することとし、保護者のニーズに対応していきます。

【幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容及び時期】

① 1号認定〔3歳児から5歳児で教育を希望〕（※2号認定の希望を含む）

単位:人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		303	273	258	259	262
内 訳	1号認定	234	207	193	191	189
	2号認定(幼稚園等希望)	69	66	65	68	73
②確保の内容		326	276	265	268	263
内 訳	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども等)	266	216	205	208	203
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	上記以外(幼稚園の預かり保育 長時間・通年)	60	60	60	60	60
不足分 ②-①		23	3	7	9	1

※2号認定(幼稚園等希望)の数は、二一ズ調査における「64時間以上就労している」母親のうち、今後幼稚園の利用を希望する割合から算出しています

② 2号認定〔3歳児から5歳児で保育を必要とする〕

単位:人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		211	201	199	209	222
②確保の内容 (保育園、認定こども園等)		216	205	200	209	222
不足分 ②-①		5	4	1	0	0

③ 3号認定〔0歳児で保育を必要とする〕

単位:人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		15	15	16	16	17
②確保の内容		40	40	40	40	40
内 訳	特定教育・保育施設(保育園等)	40	40	40	40	40
	地域型保育	0	0	0	0	0
不足分 ②-①		25	25	24	24	23

単位:人		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		160	174	172	174	174
②確保の内容		165	174	174	174	174
内 訳	特定教育・保育施設(保育園等)	162	162	162	162	162
	地域型保育	0	6	6	6	6
	企業主導型保育施設の地域枠	3	6	6	6	6
不足分 ②-①		5	0	2	0	0

地域子ども・子育て支援事業

●すべての子育て家庭を支援するため、地域で様々な子育て支援事業を実施します。

事業名		単 位	確保方策				
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 利用者支援事業	基本型・特定型	か所	3	3	3	3	3
	母子保健型		1	1	1	1	1
(2) 時間外保育事業	実人数	人	240	240	240	240	240
	施設数	か所	3	3	3	3	3
(3) 放課後健全育成事業 (放課後児童クラブ)	定員	人	356	356	356	356	356
	か所数	か所	9	9	9	9	9
(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ)		人日	62	63	61	60	58
(5) 地域子育て支援拠点事業		か所	2	2	2	2	2
(6) -①一時預かり事業 (在園児対象型)	利用者数	人日	10,336	11,381	10,963	10,754	10,754
	施設数	か所	2	2	2	2	2
(6) -②一時預かり事業 (在園児対象型以外)	一時預かり事業 (在園時対象型を除く)	か所	1	1	1	1	1
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	か所	1	1	1	1	1
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	か所	0	0	0	0	0
(7) 病児保育事業	病児・病後児保育	人日	0	0	0	0	15
		か所	0	0	0	0	1
(8) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		人日/週	84	87	86	81	77
		か所	1	1	1	1	1
(9) 妊婦に対する健康診査	健診回数	回	2,100	2,072	2,044	1,960	1,904
(10) 乳児家庭全戸訪問事業		人	150	148	146	140	136
(11) 養育支援訪問事業		人	17	15	17	18	19

◇計画の推進に向けて◇



計画の推進に向けては、地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保、育成に努めるとともに、国や県との連携を図っていきます。



住民や関係団体等の皆様には、子育てや子どもの健全育成に対する責任や役割を認識し、互いに協力しながら子育て支援に取り組むよう、ご協力をお願い致します。

第2期 日野町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発 行：日野町

編 集：日野町役場 子ども支援課

住 所：〒529-1698 滋賀県蒲生郡日野町河原一丁目1番地

T E L：0748-52-1211 (代表) / F A X：0748-52-2043

E-mail: mail@town.shiga-hino.lg.jp